

財 関 第 8 4 4 号  
令和 4 年 11 月 18 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

関税法基本通達の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を下記のとおり改正し、令和4年12月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43の3—2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)～(2) （同左）</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70—3—1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ （省略）</p> <p><u>ラ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p> <p>43の3—2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>(1)～(2) （同左）</p> <p>(3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70—3—1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ （同左）</p> <p><u>（新規）</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70—1—1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70—1—1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(チ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)～(チ) (同左)	(同左)	(同左)
<u>(リ)特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和2年法律第79号)</u>	<u>第10条《輸出の規制》</u>	<u>特定第一種水産動植物等を輸出する場合（個人用の場合、無償サンプルに該当する場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。）</u> <u>「適法漁獲等証明書」又はその写し</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
ハ. (省略)	(省略)	(省略)	ハ. (同左)	(同左)	(同左)
別表第 2 (省略)			別表第 2 (同左)		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。			70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。		
(1)～(4) (省略)			(1)～(4) (同左)		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ム) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ム) (同左)	(同左)	(同左)
<u>(ウ) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和2年法律第79号)</u>	<u>第11条《特定第二種水産動植物等に関する規制》</u>	<u>(1) 特定第二種水産動植物等 (加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物) が法の施行日以降に採捕され輸入される場合 (個人用の場合、無償サンプルに該当する場合、再輸入の場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。)</u> <u>ア. 特定第二種水産動植物等が旗国 (これを採捕した漁船の旗国をいう。以下、本表において同じ。) 以外の第三国を経由せずに輸入される場合 旗国の政府機関が発行する「適法採捕証明書」又はその写し</u> <u>イ. 特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国を経由し、当該第三国で加工され輸入される場合 旗国の政府機関が発行</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
			<p><u>する「適法採捕証明書」</u>  <u>又はその写し及び当該第</u>  <u>三国で加工されたことを</u>  <u>証する当該第三国の政府</u>  <u>機関その他これに準ずる</u>  <u>ものが発行した加工申告</u>  <u>書又はその写し</u></p> <p>ウ. <u>特定第二種水産動植物</u>  <u>等が旗国以外の第三国を</u>  <u>経由し、当該第三国で加</u>  <u>工されずに輸入される場</u>  <u>合</u>  <u>旗国の政府機関が発行</u>  <u>する「適法採捕証明書」</u>  <u>又はその写し及び第三国</u>  <u>において荷卸し、積替え</u>  <u>又は保管以外の措置が講</u>  <u>じられておらず、かつ、</u>  <u>当該第三国の政府機関そ</u>  <u>の他これに準ずるものの</u>  <u>管理下に置かれていたこ</u>  <u>とを証する書類又はその</u>  <u>写し</u></p> <p>(2) <u>特定第二種水産動植物等</u>  <u>（加工品にあっては、その</u>  <u>原材料である特定第二種水</u>  <u>産動植物）が法の施行日前</u>  <u>に採捕され輸入される場合</u>  <u>又は養殖され輸入される場</u>  <u>合（個人用の場合、無償サ</u>  <u>ンプルに該当する場合、再</u>  <u>輸入の場合又は無償の救済</u></p>				

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<u>ゆつ品の場合を除く。）</u> <u>当該事実を証する書類又</u> <u>はその写し</u>			
別表第 2 （省略）			別表第 2 （同左）		